

防火管理者の選任、解任届出はお済ですか

※[一般財団法人 日本設備安全センター（防火管理制度）防火管理ってなんですか？](#)

○事業所等の人事異動等により、防火管理者が変更になる場合は、**前任者を解任し、後任者の選任**届出をする必要があります。

○防火管理者の選任・解任届出について（2部提出）

消防法第8条に基づき管理権原者（代表取締役等）は、資格を有する管理、監督的な地位にある者から防火管理者を選任し、遅滞なく、消防長に届出なければなりません。また、解任したときも同様です。

○消防計画の作成（変更）、届出について（2部提出）

消防法第8条に基づき防火管理者は、消防法施行規則第3条に定める事項を消防計画に定め、消防長に届出をし、消防計画に基づく防火管理上の必要な業務を行わなければなりません。

◎防火管理者の責務

防火管理者は、防火管理業務の推進責任者として、防火管理に関する知識を持ち、強い責任感と実行力を兼ね備えたリーダー的存在でなければなりません。

防火管理者は、次のような業務を誠実に行わなければなりません。

1. 防火管理に係る消防計画の作成及び見直し

2. 消火、通報及び避難訓練の実施
3. 消防用設備等の点検・整備
4. 火気の使用または取扱いに関する監督
5. 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理

◎収容人員の管理

その他防火管理上必要な業務

各種届出書類

防火管理者関係書類

- ・防火管理者の選任・解任があった際に2部提出して下さい。

※防火管理者選任（解任）届出書

（防火管理者の資格を証する書面を添えて提出して下さい。）

- ・消防計画を作成・変更があった際に2部提出して下さい。

※消防計画作成（変更）届出書

- ・消防計画の作成する際に参考にして下さい。

※消防計画作成例（基本型）

※その他の防火対象物作成例の詳細は消防本部（予防課）各種申請書より（共－7）

○消防訓練の実施前に2部提出して下さい。（消防訓練実地計画書）

※[消防訓練実施計画書](#)

○消防訓練終了後に2部提出して下さい。（消防訓練実施結果報告書）

※[消防訓練実施結果報告書](#)

実施前（概ね1週間前）や実施後（速やかに）、消防本部予防課へ提出して下さい。

防火管理者資格取得講習会について

○沖縄県消防設備協会では、甲種防火管理者資格取得講習会を年12回実施しています。受講希望がある場合は下記へ相談してください。

[一般財団法人 沖縄県消防設備協会](#)

TEL 098-943-5574

FAX 098-943-5579

豊見城市消防本部 予防課

電話 098-850- (3105・9108・0529)

FAX 098-850-9563

※[お問い合わせは](#)